

「議員報酬等に関する在り方調査会」中間報告

はじめに

三重県議会は、二元代表制における議会の役割を早くから自覚し、先駆的に様々な議会改革に取り組み、平成18年12月には、さらなる改革の推進を決意し、全国都道府県議会では初めて議会基本条例を制定した。

「議員報酬等に関する在り方調査会」（以下「本調査会」という。）は、議会基本条例に基づく調査機関として、議員の活動を支える議員報酬や政務調査費のあり方を県民に十分説明できるよう、適正水準やその根拠を示すことを目的として設置されたもので、この取組も全国都道府県議会では初めての試みである。

現行制度上、議員報酬額については、普通地方公共団体の長（以下「首長」という。）が設置する特別職報酬等審議会に諮問され、審議会からの答申を基に首長が改正条例案を提出する方式をとっている。この審議会は外部有識者等によって構成され、その答申は客観性・専門性が高いものと認められるが、既決定額に対する増減額（率）が積み重ねられた現行額について、当事者たる議員が県民にその根拠を示すことができないという状況になっている。

本調査会は、こうした状況を開拓するために設置されたものであることから、基本となる法制度に留意しつつ、公選職たる議員の幅広い活動の実態を明らかにするなどして議論を重ね、議員報酬額の根拠を説明し得るよう内容を調査報告書として提出するものである。

本報告書が、議会改革を先導する三重県議会の取組の成果として、今後の議員報酬等の審議・決定に活用されることを期待したい。